【地域密着型通所系サービス事業所対象】新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）に係る申出について

先般、介護保険最新情報vol.1034「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第27報）」が、厚生労働省より発出されました。当該取り扱いを適用するにあたり、 請求日より前に、指定権者に所定の様式（下記参照）を提出する必要があります。

各該当事業所におかれましては、要件をご確認のうえ、本取扱いにより算定を希望する予定がある場合は、下記のとおり、鎌倉市介護保険課までご提出ください。

**１　対象事業所**

新型インフルエンザ等対策特別措置法によるまん延防止等重点措置等の措置の実施区域に所在する通所系サービス事業所

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護

介護予防認知症対応型通所介護

**２　対象期間**

令和4年2月（サービス提供月）から、まん延防止等重点措置等の実施期間の最終日が含まれるサービス提供月

**３　提出方法**

別添様式を鎌倉市介護保険課まで提出願います。

**４　提出期限**

本取扱いを適用する請求日より前

例：令和4年2月サービス提供分の場合は令和4年3月10日（木曜日）より前

**５　留意事項**

本取扱いにより算定する場合は、第27報の内容を十分に確認してください。

本取扱いにより算定する場合は、「介護現場における感染対策の手引き」（別添リンク参照）の遵守が必要です。

要件となっている利用者への説明及び同意は、書面によることが望ましいものですが、書面以外で行う場合は、「説明者の氏名」、「説明内容」、「説明し同意を得た日時」、「同意した者の氏名」を確実に記録に残すようにしてください。（算定根拠の確認のため。）

本取扱いにより算定する場合は、必ず居宅介護支援事業所と連携して情報（本取扱いにより算定を行うことの事前連絡等）を共有してください。